

# 大阪市小災害対策基本要領

制定 昭和 28 年 5 月 6 日  
施行 昭和 28 年 5 月 6 日

## 1 目的

この要領は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用にいたらない災害により被災した市民に対して、応急的に必要な救助等を行うことを目的とする。

## 2 救助等の種類

この要領による救助等は、災害見舞金及び応急救助活動とする。

## 3 災害見舞金

- (1) 災害見舞金は、災害により被害を蒙った場合、次の支給基準に基づき支給することができる。ただし、被害規模又は被災地の事情等により市長が特に必要と認めて別途の救助を決定した場合を除く。

ア 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 条）第 2 条に規定する災害（以下、自然災害という。）により被災した市民に対して支給する見舞金

災 害 見 舞 金	区 分	支 給 金 額
舞 金	住家の全壊（焼）・流出により 被害を受けた世帯 1 世帯につき	1 0 0 , 0 0 0 円
	住家の半壊（焼）・床上浸水により 被害を受けた世帯 1 世帯につき	5 0 , 0 0 0 円
	自然災害により死亡した者 1 人につき	1 0 0 , 0 0 0 円
支 給 要 件	・ 自然災害に起因する被害とする。 ・ 同一自然災害により相当規模の被害（市域内で 5 世帯以上の被害）があった場合とする。ただし、死亡にかかる災害見舞金は、自然災害の規模については、支給要件としない。	

イ 前号以外の火災（以下、火災という）により被災した市民に対して支給する見舞金

災 害 見 舞 金	区 分	支 給 金 額
舞 金	住家の全焼により被害を受けた 世帯 1 世帯につき	4 0 , 0 0 0 円
	住家の半焼、火災の消火活動に伴う水損 により被害を受けた世帯 1 世帯につき	2 0 , 0 0 0 円
	火災により死亡した者 1 人につき	5 0 , 0 0 0 円
支 給 要 件	・ 火災に起因する被害とする。	

- (2) 災害見舞金（死亡にかかる災害見舞金を除く）の支給対象者は前項の被害を蒙った市民とし、世帯を単位として支給する。
- (3) 死亡にかかる災害見舞金については、遺族に対して支給することとし、その支給制限、支給方法及び死亡の推定等については、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭

和 49 年条例第 29 号) (以下条例という。) の規定を準用する。ただし、条例による災害弔慰金が支給される場合を除く。

- (4) 「住家」「世帯」及び「被害程度」の判定基準は災害救助法の定めるところによる。
- (5) 災害見舞金を受けることができる者が死亡した場合において、未支給の災害見舞金があるときは、その遺族にこれを支給することとし、遺族の範囲、支給順位については、条例第 4 条の規定を準用する。

#### 4 応急救助活動

- (1) 応急救助活動は 3 の (1) の要件に該当し、かつ被害規模または被災地の事情等により特に必要と認めたときに行うことができる。
- (2) 応急救援活動の実施範囲及び基準については、次に定めるところによる。

種 類	内 容	期 間 等
避難所への収容	原則として既存建物を使用する。	発生日から 3 日間以内 (ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、期間を延長することができる。)
炊き出し等による食品の支給	主食費、副食費、燃料費の経費として 1 人 1 日あたり、災害救助法に基づく基準に定める額以内において現物給与する。	同 上
救援物資の給貸与	毛布、日用品等を本市の備蓄の範囲内で給与することができる。	毛布 冬季 (10 月～3 月) 1 人 2 枚 その他 1 人 1 枚 日用品 1 世帯 1 セット (ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、上記数量を超えて給与することができる。)
救援物資の輸送	救助物資等の緊急な輸送	
緊急物資の購入	区において緊急に避難所用物品等を購入する必要がある場合。	
その他	その他応急救助を実施するにあたり必要となる経費	

#### 5 救助等の実施

- (1) この要領に定める範囲内の救助等の実施は区長が行う。ただし、応急救助活動を実施するときは、あらかじめ危機管理監に協議するものとする。
- (2) 区長は、救助等の実施を決定したときは、その都度電話等により危機管理監に連絡するものとする。

## 6 救助等の方法

救助等は、地区赤十字奉仕団の協力を得て支給または、給貸与する。

## 7 実施報告

- (1) 区長は、救助等を実施したときは、「小災害実施報告書（様式1）」及び「被災世帯名簿兼災害見舞金支給名簿（様式2）」に「受領書（様式3）」の写しを添付のうえ、すみやかに危機管理監に報告するものとする。
- (2) 区長は、死亡にかかる災害見舞金を支給したときは、「死亡による災害見舞金支給名簿（様式4）」、応急救助活動の実施においてタクシーの利用が必要と認められるときは、「立替払理由書（様式5）」により危機管理監に報告するものとする。
- (3) 区長は、災害救助基金管理規則第8条に基づき毎月10日までに「小災害見舞金交付用前渡金収支計算書（様式6）」により危機管理監に報告するものとする。

## 附則

改正	昭和43年10月1日
施行	昭和43年10月1日
改正	昭和48年4月28日
施行	昭和48年4月28日
改正	昭和49年5月1日
施行	昭和49年5月1日
改正	昭和55年4月1日
施行	昭和55年4月1日
改正	昭和58年4月1日
施行	昭和58年4月1日
改正	昭和59年8月1日
施行	昭和59年8月1日
改正	昭和63年4月1日
施行	昭和63年4月1日
改正	平成7年7月1日
施行	平成7年7月1日
施行	平成8年4月1日
改正	平成17年4月1日
施行	平成17年4月1日
改正	平成25年3月1日
施行	平成25年3月1日
改正	平成25年7月1日
施行	平成25年7月1日
改正	平成30年10月1日
施行	平成30年10月1日
改正	令和4年6月1日
施行	令和4年6月1日